

三重労働局発表
平成23年 5月31日

担	三重労働局 雇用均等室長 和田 秀美 機会均等指導官 矢田 有
当	電話 059-226-2318

県内初！！

2回目の「次世代法に基づく認定」を (株)百五銀行(津市)が取得しました!

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)に基づき、事業主が「一般事業主行動計画」(以下、「行動計画」という。)を策定し、その計画の目標を達成するなど一定の基準を満たした場合は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができる。

○今般、三重労働局(局長：藤井礼一)では、**次世代法に基づき、株式会社百五銀行を「子育てサポート企業」として認定**した。

当企業は、平成20年(2008年)にも認定を受けており、今回は**2回目の認定取得**となる。**県内で認定を2回取得したのは、当企業が初めて**である。

○取組内容は、添付資料①のとおり。

○認定は、定めた行動計画ごとに、認定基準を満たせば取得できる。認定基準には、行動計画に定めた目標を達成する・男性育児休業取得者がいるなどが定められている。

また、認定企業は、「次世代認定マーク(くるみん)」を自社の商品や広告などに表示し、仕事と家庭の両立支援企業として対外的にアピールすることができる。

○これで、次世代法に基づく認定企業は三重県で8社、認定件数は9件となった(認定企業一覧は添付資料②)。

次世代認定マーク(くるみん)



【三重県の届出状況】(添付資料③)

平成23年5月27日時点での三重県の行動計画策定、届出事業主数は、696社(うち常時雇用する労働者数301人以上事業主は156社(規模別届出率98.7%)、101人以上300人以下事業主は330社(88.0%))である。

今後、当局では、平成23年4月1日より、新たに行動計画の策定、届出等が義務化された労働者数101人以上の事業主に対し、早期の届出を指導するとともに、認定取得を目指す取組を促す。

- <添付資料>
- ① (株)百五銀行の取組内容
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧
 - ③ 県内の一般事業主行動計画策定届提出状況(平成23年5月27日時点)
 - ④ パンフレット「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう!!」
- ④は[添付略]



株式会社百五銀行

(行動計画の取組内容)

- **子育ての大切さについて等を社内報へ掲載、また、子どもが生まれた男性行員へ「男性の育児休業に関するリーフレット」を作成、配布し、男性の育児休業取得促進を図った。**
- **育児休業取得の手続きなど、制度に関するガイドブックを作成し、配布した。**
- **育児休業取得者を対象に、「育児休業取得者ミーティング」を開催し、円滑な職場復帰のための情報提供を行った。**
- **短時間勤務制度を、実働7時間から希望の多かった「実働6時間」へ変更し、かつ、対象となる子どもの年齢を3歳から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大した。**
- **子どもの学校行事に参加等するための休暇（「ファミリー休暇」）を新設した。**

(その他の取組)

- ◇ **法定の「子の看護休暇」以外に、小学校1年生以上4年生以下の子を養育する従業員が負傷または疾病にかかった当該子の看護をするときは1年度につき通算5日の休暇を取得できる制度を設けた。**
- ◇ **所定外労働削減のため、毎週水曜日を早帰りの日、毎年2月と8月をゆとり月間として、定時退行を促している。**

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧

三重労働局管内
平成23年 5月31日現在

	企業名	所在地 (市町村のみ)	認定年
1	株式会社三重銀行	四日市市	2007年
2	マックスバリュ中部株式会社	松阪市	2007年
3	株式会社第三銀行	松阪市	2008年
4	株式会社百五銀行	津市	2008年
5	パナソニック電エインテリア照明株式会社	伊賀市	2009年
6	医療法人社団寺田病院	名張市	2009年
7	太陽化学株式会社	四日市市	2010年
8	河村産業株式会社	四日市市	2010年
9	株式会社百五銀行(4と同じ。2回目の認定)	津市	2011年

県内の一般事業主行動計画策定届提出状況 (平成23年5月27日現在)

三重労働局雇用均等室

1 策定届の提出数

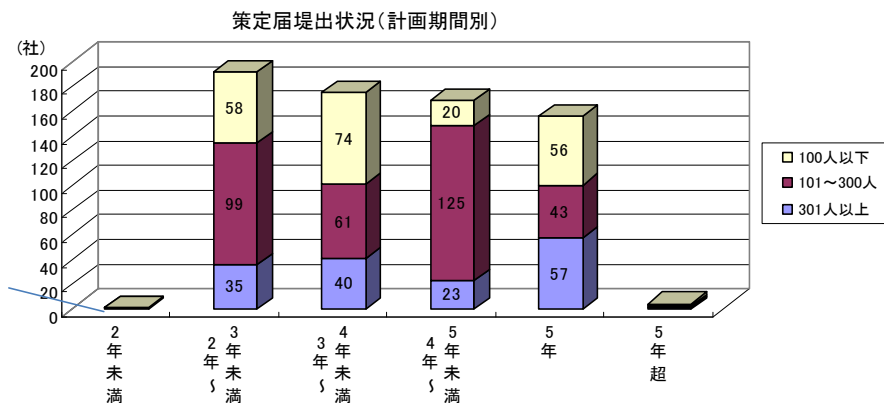
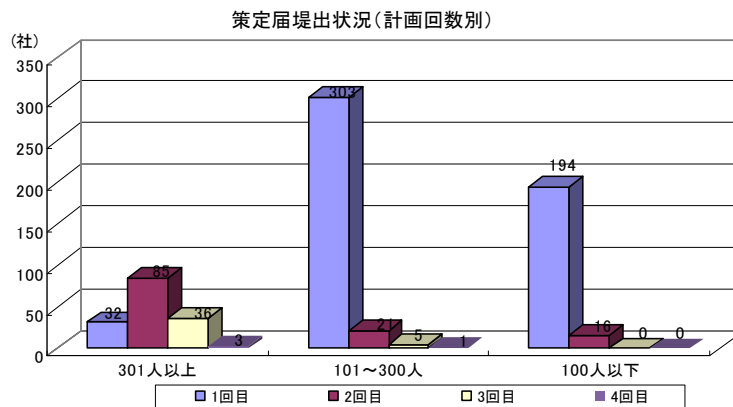
次世代育成支援対策推進法(以下、「法」という。)に基づき、一般事業主行動計画策定届(様式第一号)を当局に提出している事業主は696社。うち、法で提出が義務付けられている常時雇用する労働者が101人以上の事業主(※1)は486社。

また、一般事業主行動計画は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間に複数回策定することが望ましいとされているが、計画回数別に見ると、101～300人の事業主の約9割は1回目であり、また、301人以上の事業主の約8割は、2回以上計画を策定している。

計画期間別では、「2年以上3年未満」が最も多く、次いで「3年～4年未満」、「4年～5年未満」と続く。

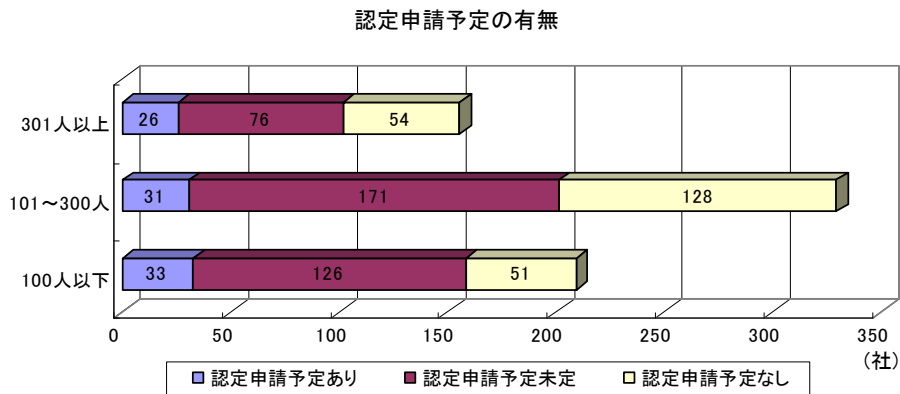
※1…平成23年4月から、行動計画の策定・届出、公表・周知の義務対象企業が、労働者301人以上から、101人以上へ拡大された。

	301人以上	101人以上 300人以下	100人以下	総計
企業数(社)	158	375		
行動計画 届出企業数(社)	156 [22.4%]	330 [47.4%]	210 [30.2%]	696 [100.0%]
届出率	98.7%	88.0%		



2 認定申請についての企業の方針

策定届の提出時点で法に基づく「認定」の申請予定があるとしている事業主は90社（12.9%）である。



3 目標とされている事項

一般事業主行動計画の目標に掲げられた事項で、最も多いのは「育児・介護休業法や労働基準法等に基づく諸制度の周知」で、次いで「所定外労働の削減のための措置」、 「育児休業の取得・職場復帰しやすい環境整備のための措置」と続く。

